



ボン気候変動交渉

2010年 8月2日 - 8月6日

ボン気候変動交渉が2010年8月2日(月)から8月6日(金)までの日程で開催される。今次会合では、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)の下での長期的協力行動に関する特別作業部会 第11回会合(AWG-LCA 11)、京都議定書の下での附属書 国の更なる約束に関する特別作業部会 第13回会合 (AWG-KP 13)が行われる。

AWG-LCA 11では、7月に配布された議長の改訂テキストが議論される。同テキストには、共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術およびキャパシティビルディングに関するセクションが盛り込まれている。討議では、先進国による緩和、途上国による緩和、資金供与のための制度的アレンジ、気候変動緩和のための市場ベースのアプローチに焦点をあてると思われる。

AWG-KP 13では、京都議定書の附属書I締約国の排出削減の規模; 京都議定書の第1約束期間(2008-2012)と次期約束期間に空白期間が生じた場合の対応を含めた法的な諸問題; 土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF) 等の「その他の問題」に焦点をあてる。また、「附属書 I 国全体で実現すべき排出削減の規模及びその削減規模に対する附属書 I 国各国または共同での貢献」について、会合期間中にワークショップが開催される予定である。

AWG-LCA及びAWG-KPは、2010年11月29日から12月10日の日程でメキシコ、カンクンに於いて開催されるUNFCCC第16回締約国会議 (COP 16)及び京都議定書第6回締約国会合(COP/MOP 6) に対し、それぞれの作業結果を提示する。

UNFCCC及び京都議定書のこれまで

国際政治の気候変動対応は、1992年の国連の気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定したものである。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、締約国は日本の京都でのCOP3で、UNFCCC議定書について合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCC附属書I締約国と呼ばれ、2008-2012年(第1約束期間)中に6つの温室効果ガスの排出量を全体平均で1990年比5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在190カ国の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールで京都議定書締約国による第1回の会合 (COP/MOP 1) が開催され、議定書3.9条に基づき京都議定書に関する特別作業部会 (AWG-KP) を設置し、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに、附属書I締約国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では、COP 13までに「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップを開催し、条約の下での



長期的協力を検討することでも合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（決定書1/CP.13）が採択され、AWG-LCAを設立し、緩和、適応、資金、ならびに技術、キャパシティビルディングという条約ダイアログで特定された長期的協力の主要な要素に焦点を当てた議論を行うこととなった。また、バリ会議では、2年間の交渉プロセスとなる、バリ・ロードマップについても合意した。これは、条約と議定書の両方の下での交渉トラックを示すもので、2009年12月、コペンハーゲンで開催されるCOP 15及びCOP/MOP 5を交渉終結の期限と定めた。

バリからコペンハーゲンへ：2008年に両AWGは並行して4回の交渉会合を開催した。これらは、2008年4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月がポーランドのポズナニでの開催である。2009年にも両グループは、4月、6月、8月にはドイツのボン、10月にタイのバンコク、11月にスペインのバルセロナ、12月にデンマークのコペンハーゲンなど数回の交渉会合を行った。

AWG-LCA：2009年上半期のAWG-LCAの作業は交渉テキスト原案づくりが中心となった。その結果、バリ行動計画（BAP）の主要な要素をすべて網羅した約200頁に及ぶ長文テキスト（FCCC/AWG/LCA/2009/INF.1）が作成された。長すぎる交渉テキストをもっと扱いやすくすることを目的として、各国政府代表らは一連のノンペーパー、読解ガイド、表やマトリックス等の作成を開始。結果として、一連のノンペーパーを会合報告書に添付し、コペンハーゲン会議に送付することとなった。コペンハーゲンに赴くことになる多くの参加者は、適応、技術、キャパシティビルディングといった問題についてはAWG-LCAで満足のいく結果が出せたが、緩和と資金問題のある側面については「根深い亀裂」が残ったとの印象を持った。

AWG-KP：2009年、AWG-KPで焦点となったのは「数値」の問題。すなわち、議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の附属書I国全体及び各国の排出削減量であった。また、柔軟性メカニズム；土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）；対応措置の潜在的な影響といった問題を含むAWG-KP作業計画のその他の問題についても討議された。議定書3.9条（附属書I国の更なる約束）に基づく議定書改定に向けた諸提案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト等を盛り込んだ文書を土台に議論が行われた。多くの参加者の感想として、附属書I国全体及び個別の排出削減目標については著しい進展は見られず、京都議定書の改正、あるいは、2つのAWGの下で単一の新たな合意、いずれをもってコペンハーゲン会議の成果とするべきかという問題を巡って、先進国と途上国間の意見の相違が浮上した。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマーク、コペンハーゲンに於いて国連気候変動会議が行われ、COP 15及びCOP/MOP 5、第31回補助機関会合（SBI及びSBSTA）ならびにAWG-KP 10 及びAWG-LCA 8が併催された。また、12月16-18日には110ヶ国を超える世界の首脳がCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。

会合中、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。特に、「議長の子」と称する少人数のグループで作業すべきか、オープンなコンタクトグループで作業すべきかという問題で意見の食い違いが生じた。両AWGで行われた作業を反映した2つのテキストを審議しようというデンマークのCOP議長案も締約国間の亀裂を招く結果となった。多くの締約国がAWGの中で作成したテキストだけを使うべきだと主張したため、デンマ



ーク議長案は受け入れられなかった。一方、ハイレベルセグメントでは、主要経済国と地域及びその他の交渉グループの代表者による非公式なグループ交渉が行われた。こうした交渉の結果、12月18日(金)深夜に、「コペンハーゲン合意(Copenhagen Accord)」と名付けられた政治合意が行われた。

コペンハーゲン合意がこのグループの承諾を受けた後、すべての締約国の代表者が再招集され、COPの閉会プレナリーが行われた。この全体会合は約13時間も行われ、プロセスの透明性や、コペンハーゲン合意をCOPで採択すべきかという問題について議論が続けられた。これを「より良い」将来の合意をめざすための一歩として運用するべく、COP 決定書として採択することに交渉グループの大半が支持を表明したが、一部の途上国からはコペンハーゲン合意は「不透明」かつ「非民主的な」交渉プロセスの中で合意されたものだとして反対した。最終的には、COPがコペンハーゲン合意に「留意」(take note) するという事で締約国の合意が得られ、コペンハーゲン合意を支持する国々のための同意手続きも定められた。2010年7月29日までに、137ヶ国がコペンハーゲン合意に同意を表明した。また、コペンハーゲン合意の下で同意された、自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報提出を行った国は、80ヶ国以上に上った。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日には、AWG-LCA及びAWG-KPのマンデートを延長するということでCOP及びCOP/MOPが合意し、2010年11月29日から2週間にわたって開催されるメキシコ、カンクンでのCOP 16及びCOP/MOP 6にその成果を提示するよう各AWGに要請した。

ボン気候交渉(4月・6月): 4月9-11日にドイツ、ボンに於いて開催されたAWG-LCA 9及びAWG-KP 11で、2010年の交渉が再開され、AWGがそれぞれ定められた役割を果たし、カンクンへ成果を報告できるようにするための、2010年の作業構成及び作業方法が議論の中心となった。AWG-LCAでは、6月会合に向けたテキストの作成が議長に託された。AWG-KPでは、附属書I国全体及び各国の排出削減目標ならびにその他の様々な問題について討議が続けられた。

ボンでの議論は、5月31日 6月11日にも続けられ、AWG-LCA 10及びAWG-KP 12、ならびに第32回補助機関会合(SB32)が同時に開催された。SBSTAの会合では、全球平均気温を工業化以前の水準から1.5、2の上昇幅に抑制するためのオプションに関するテクニカルペーパーのための提案をめぐる議論が目立った。小島嶼国連合(AOSIS)の提案が幅広い支持を集めたが、サウジアラビア、オマーン、クウェート、カタールによって阻止された。AWG-LCA 10では、議長の新テキスト草案が焦点となった。6月10日夜、AWG-LCA 議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)が改訂テキスト素案の先行版を配布、AWG-LCA 11での検討が可能であると伝えた。いくつかの途上国は、先行版素案が「バランスを欠く」内容であり、自国の見解が十分に反映されない限り、8月の交渉のベースとして同テキストを使用するべきではないと主張した。これを改訂したテキストが7月に配布された。

AWG-KP 12では、附属書I国の排出削減と2013年以降の期間における柔軟性メカニズムやLULUCF利用のための基本的仮説について重点的な議論が行われた。また、第1約束期間と次期約束期間の間の空白期間(ギャップ)を回避するための対策についても取り上げられ、事務局には法的オプションに関するペーパーの作成が要請された。

会合間ハイライト

G-20首脳会合: G-20サミットは、カナダ、トロントに於いて6月26-27日に開催された。トロント・サミット宣言では、すでに賛同していた国々がコペンハーゲン合意への支持を再確認し、他の国々もこれに賛同するよう呼びかけ、COP 16が成功すること及び包括的なプロセスに向けた支援を盛り込んだ。

エネルギーと気候に関する第7回主要経済国フォーラム (MEF): イタリア、ローマに於いて開催された会合(6月30日 - 7月1日)で、コペンハーゲン合意の早期資金供与を透明性ある方法で速やかに実施する必要性が強調された。また、コペンハーゲン合意に盛り込まれた目標と行動が今後の成果の中に反映されうるかどう、そうした成果は法的拘束力を有するか、単一または二つの法的合意という形式にするべきかという問題が議論された。

気候変動資金に関する国連ハイレベル諮問グループ: 7月12-13日、ニューヨークに於いて開催された同グループ会合では、気候変動への緩和・適応を支援するための途上国向けの長期的な資金源を特定する作業が続けられた。2010年10月に最終提言が公表される予定。

気候変動に関するアフリカ首脳・政府会議: 2010年7月24-25日、ウガンダ、カンパラに於いて開催された会議は、気候交渉による公正かつ公平な成果を支持し、“気候変動に関するアフリカの交渉体制を閣僚及び専門家レベルで簡素化”するための提案を採択した。

第4回“BASIC”閣僚協調会合: BASICグループ(ブラジル、南アフリカ、インド、中国)の閣僚級会合が7月25-26日、ブラジル、リオデジャネイロに於いて開催された。共同声明では、先進国からの早期資金の流れに関する総合的な詳細情報を閣僚らが要請するとともに、先進国による排出削減の測定・報告・検証(MRV)の排出削減コミットメント(遵守と比較可能性に絡む問題であると指摘)と、(透明性に関連して)国ごとに適切な途上国による緩和行動のMRVとの差異を示した。

森林管理会計に関する会合前ワークショップ: AWG-KP 12の要請を受けて、7月30日、ボンに於いて開催され、参照レベル利用のための数値的な影響や、今後見込まれるレビュー・プロセスのためのメカニズム等を含めた森林管理会計のための選択肢に関する諸提案が集中的に討議された。上記イベントの詳しい情報については、<http://climate-l.org/>参照。

GISPRI 仮訳